

## 令和6年度第2回調布市入札等監視委員会の審議概要

開催日時 開催場所	令和6年11月21日（木） 午後3時00分から4時30分まで 監査委員室（市役所6階）	
出席者	委員	櫻井 務 委員長（学識経験者） 本多 秀毅 副委員長（公認会計士） 柴田 亮子 委員（弁護士）
	所管課 (発注課)	都市整備部 交通対策課（オブザーバー 総務部 営繕課） 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課（オブザーバー 総務部 営繕課） 都市整備部 まちづくり推進課
	事務局	総務部 契約課 櫻木課長，安倍課長補佐，三澤工事担当係長，田辺主任
<p>次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 審 査</p> <p>(1) 抽出案件について（主な質疑応答は別紙参照）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 調布市立国領西自転車等駐車場改修工事（不調・制限付き一般競争入札）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 調布基地跡地運動広場A5グラウンドほか整備工事（制限付き一般競争入札）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 調布駅広場口上家改修工事（不調・制限付き一般競争入札）</p> <p style="margin-left: 20px;">エ 令6市道S117号線道路整備工事（その1）（総合評価落札方式・制限付き一般競争入札）</p> <p>(2) 審査結果</p> <p style="margin-left: 20px;">全ての工事に係る入札・契約手続が適正かつ適切に行われていたことを確認した。</p> <p style="margin-left: 20px;">今回は，1件の総合評価落札方式含む4件（うち2件は不調に伴う再発注案件）の案件を審査した。</p> <p style="margin-left: 20px;">工事においては，入札不調・中止や契約変更を回避するには，肝となる設計の精度を高める必要がある。また，設計を外部に委託した場合にも，成果物をしっかり検証してから，工事発注されたい。</p> <p style="margin-left: 20px;">分離・分割した案件については，全体の案件を見渡して，適正な手続が図られるように意識して引き続き運用されたい。また，分離・分割した各案件の競争性が図られるように留意されたい。</p> <p>3 閉 会</p>		

## ○主な質疑応答

### 1 調布市立国領西自転車等駐車場改修工事（不調・制限付き一般競争入札）

	質問・意見等	回答
①	不調に伴って設計を見直しているが、その内容はあらかじめ盛り込めたのではないか。	設計に盛り込めなかった要因として、通常、設計委託した内容は検証してから発注しているが、検証しきれていない部分があった。
②	委託した場合も含めて、設計の精度を高める必要があるのではないか。	ご指摘のとおり。

### 2 調布基地跡地運動広場A 5グラウンドほか整備工事（制限付き一般競争入札）

	質問・意見等	回答
①	1者入札の理由を確認したい。	発注規模が大きいこと。そのほか、スポーツ施設では、発注業種（運動場施設）が同じ校庭整備などと比較して、より専門的な技術が求められていることが要因の一つにあると認識している。
②	より競争性が図られる工夫を行うのか。	「発注規模」や、「地域区分の拡大」など、発注方法の工夫を検討していく。

### 3 調布駅広場口上家改修工事（不調・制限付き一般競争入札）

	質問・意見等	回答
①	不調になった理由を確認したい。	鉄道の近接工事かつ高い技術力が求められる内容の工事に対して、価格面の折り合いがつかなくなったことが、不調の原因であると認識している。
②	鉄道の構造物に対する工事を市が発注した理由を確認したい。	当該施設の所有者が、調布市のため。
③	工事が原因で鉄道の運行に支障が生じた場合、市の責任が問われる。	その点は承知している。支障が生じないように綿密な調整を図っている。
④	不調に伴って設計を見直されたが、当初から不調にならない工法を想定しておくべきだったのではないか。	結果として施工に影響する内容であったが、当初は少しでも価格を抑える設計を選択した。
⑤	設計の見直しはどのように実施したのか。	入札に参加した事業者にヒアリングを実施した内容を参考に、設計を見直した。

4 令6市道S117号線道路整備工事（その1）（総合評価落札方式・制限付き一般競争入札）

	質問・意見等	回答
①	総合評価落札方式における落札者決定基準で変更した点はあるのか。	価格評価点のウエイトを変更した。
②	関連工事と分割した理由を確認したい。	車道部において埋設物の対応に時間を要することがあらかじめ想定されていたことから、施工期間の確保のため、先行発注が可能な車道部と歩道部を分割する設計とした。
③	関連工事も含めて同じ事業者が落札した。関連工事も含めて、競争性は働いたと考えているのか。	結果として、すべて同じ事業者が落札したが、各案件に対してそれぞれ入札参加申込があったことから、競争性は一定程度働いたと認識している。